# 100満ボルトカードサービス会員規約

■この会員規約は、株式会社サンキュー（100満ボルト、以下、「当社」という。）がクレジットカード会社（以下、「カード会社」という。）と提携して発行するクレジットカード（以下、「100満ボルトカード」という。）に関し、その内容と適用条件を定めた「100満ボルトカードサービス会員規約」（以下、「本規約」という。）です。

■当社が発行するカードは、前項の100満ボルトカードの他に以下のカードがあり、それぞれ会員規約が異なります。各カードの会員規約については、当社ホームページを参照ください。

①100満ボルトIDカード（以下、「IDカード」という。）
第1条に規定するカードサービス機能はありますがクレジット機能はありません。

②100満ボルトあんしん保証カード（以下、「あんしん保証カード」という。）
ポイント特典と修理保証特典がありますが特典内容は他のカードサービス内容と異なります。また、クレジット機能はありません。

③キッズVカード
小学生までのお子様限定のカードです。ためたボルト（ポイント）は当社が指定した景品の交換のみに使用できます。商品のお買上げには使用できません。
中学校に進学すると退会となりボルトは失効となります。

■本規約は、当社が運営する店舗および100満ボルト店舗（以下、店舗の名称にかかわらず「当社販売店」という。）で共通に適用されます。
ただし、一部の店舗および株式会社エディオンが運営する店舗は対象外とし、100満ボルトカードをご利用できません。

## 第1条　（カードサービス機能）

100満ボルトカードは、当社がカード会社と提携して発行するクレジット機能を有するカードであり、加えて100満ボルトカードの会員（以下、「100満ボルトカード会員」という。）に長期修理保証およびポイント特典（以下、併せて「カードサービス」という。）を提供するものです。

## 第2条　（100満ボルトカード会員）

1　100満ボルトカード会員は、日本に居住する個人を対象とし、本規約およびカード会社が別途定めるクレジットカード会員規約（以下、「クレジットカード会員規約」という。）を承認して当社に入会申込を行い、当社およびカード会社が入会を認めた方（以下、「本人会員」という。）といたします。

2　当社は、本人会員に加えて、同世帯内（生計を一にする同居の家族）の方に対しても、本人会員の承諾を得た場合または本人会員自身による申込があった場合に、本人会員に付随した100満ボルトカード会員資格（以下、登録された家族の方を「家族会員」という。）を与えることができるものとします。本人会員は、家族会員に対して、カードサービスを利用するに際し、本規約を遵守させる義務を負うものとし、本規約に基づく全ての責任を引受けるものとします。

3　本人会員から同一生計の同居でかつ同姓の家族（18歳以上、高校生を除く）の入会申込があった場合、当社およびカード会社が入会を認めた家族の方には家族専用のカードが発行されます。（以下、「家族カード会員」という。）また、本人会員が主婦・学生・未成年の場合は家族カードのお申込はできません。

4　本規約に定める100満ボルトカード会員には、以上のとおり、①本人会員、②家族会員、③家族カード会員が含まれます。なお、本規約内に、区別することなく単に「家族会員」と記載した場合には、「家族会員」には、②家族会員のほか③家族カード会員が含まれ、両者を指すものとします。

5　第2項および第3項の申込は、本人会員が、対象となる同居の家族を伴って当社販売店に来店した場合にかぎり、行うことができるものとします。

6　100満ボルトカードの利用は100満ボルトカードの名義人に限ります。
ただし、家族会員が本規約の定めにしたがい、クレジット機能以外のカードサービスを本人会員の承諾を得て利用する場合はこのかぎりではありません。

## 第3条　（サービス利用料）

1　本人会員は、100満ボルトカード会員にかかる年会費（以下、「サービス利用料」という。）を毎年支払うものとします。サービス利用料の支払月は、当社所定月といたします。

2　本人会員が負担するサービス利用料は、当社の定める金額といたします。この金額は変更することがあります。金額を変更する場合は、店頭での告知または電子媒体などの合理的な方法により各会員にあらかじめ公表いたします。

3　本人会員が負担するサービス利用料には、家族会員および家族カード会員のサービス利用料が含まれています。

4　サービス利用料には、本規約に定める長期修理保証およびポイント特典などのカードサービスの維持にかかる費用などが含まれています。

5　当社は、100満ボルトカードによる決済、指定の業務委託先による集金代行または当社が定める方法により本人会員からサービス利用料を徴収いたします。

6　当社が定める支払期限までに当該年次のサービス利用料を徴収できない場合は、当該年次以降の100満ボルトカード会員の資格（以下、「会員資格」という。）を喪失し、本人会員、家族会員および家族カード会員ともに本規約に定めるカードサービスが一切利用できなくなります。

7　当社に支払ったサービス利用料は、理由の如何を問わず返金されないものとします。

## 第4条　（長期修理保証）

1　長期修理保証とは、長期修理保証の対象商品（以下、「保証対象商品」という。）が故障した場合、本規約に定める保証内容に基づき、100満ボルトカード会員が当社の費用負担により修理を依頼できるカードサービスです。

2　前項の費用は修理工賃、修理部品代をいい、必要に応じ出張費を含みます。なお、配送料、取付工事代金および「特定家庭用機器」または「使用済み小型家電」リサイクル料金（運搬料を含む。）は、これに含まれず、100満ボルトカード会員の負担となります。

3　保証対象商品の修理は、メーカー、当社または当社が指定する協力業者が行います。

4　長期修理保証は、保証対象商品を一般家庭用に使用し、取扱説明書および本体注意ラベルなどの注意書に従った正常な使用をした場合（以下、「正常な使用」という。）に生じた故障が対象となり、次条以降の各条項に規定した内容を満たす必要があります。

5　本条の定めにかかわらず、当社は、修理部品の入手困難、経済的合理性その他の事由により、保証対象商品を修理することが不可能または著しく困難であると判断した場合には、以下のいずれかの方法によることで保証対象商品の修理に代えることができるものとします。なお、いずれの方法によるかは当社の判断によることとし、各会員は、これに従うものとします。いずれの場合も、保証対象商品および代替商品に対する長期修理保証は失効します。

①　保証対象商品と同等の機能または性能を有する商品（以下、「代替商品」という。）に交換すること。なお、代替商品は、新品の商品とします（ただし、当社により動作確認を行うことがあります）。

②　保証残額分（当該保証対象商品の購入価格から累積修理費用総額を控除した残額分）をポイントで100満ボルトカード会員に進呈すること。
ただし、第20条に定める「10年間長期修理保証商品」の場合は、進呈するポイント額を同条第（2）号に準じて算定するものとします。

## 第5条　（保証対象商品）

1　保証対象商品は、100満ボルトカードに入会申込の後、会員資格の有効期間内に当社販売店で購入したメーカー保証が1年以上付き、かつ単価が5,000円（税別）以上の当社が指定する家電製品といたします。ただし、携帯電話・電動自転車・ゲーム機・一部の海外メーカー商品・日替わりセールの特価商品など、保証対象外商品も一部あります。
保証対象商品は店頭にて表示いたします。

2　2015年10月8日以降、当社が保証対象商品として販売するパソコン（当社指定商品に限る。）は、5年間の長期修理保証が適用されます。ただし、当社指定商品以外のパソコンには本規約による長期修理保証は適用されません。

3　当社は、保証対象商品を購入した100満ボルトカード会員に対して、購入商品ごとにレシートに表示し当社保証書として提供いたします。この当社保証書に明記された家電製品が保証対象商品となります。

## 第6条　（保証対象となる会員）

家族会員が、保証対象商品を購入した場合にも長期修理保証は適用されます。この場合は、家族会員が属する本人会員の購入分とみなし、本人会員への長期修理保証が適用されます。

## 第7条　（保証対象となる購入方法）

保証対象商品の購入方法（100満ボルトカード、他社クレジットカード、当社が指定する個品割賦、デビットカード、電子マネー、現金およびギフトカードなどの金券など）の如何にかかわらず、長期修理保証が適用されます。

## 第8条　（保証適用開始時期）

100満ボルトカードへの入会が認められた場合は、100満ボルトカードの入会申込の際に当社で購入した保証対象商品についても長期修理保証が適用されます。

## 第9条　（保証適用期間）

長期修理保証の適用期間は、保証対象商品ごとにメーカー保証の期間を含めて購入日または配送日から5年間となります。

## 第10条　（メーカー保証の優先適用）

保証対象商品の故障時期がメーカー保証期間内の場合は、メーカー保証書に記載されている保証内容に基づきメーカー保証のみが適用されます。そのため、メーカー保証サービスが長期修理保証 サービスよりもサービス内容において劣る場合（メーカー保証サービスの場合のみ出張費が有償となる場合など）であっても、長期修理保証サービスの内容が適用されることはありません。

## 第11条　（保証適用限度額）

1　100満ボルトカード会員が購入したすべての保証対象商品に対する長期修理保証の一世帯あたりの適用限度額は、1年間につき40万円（税別）となります。
1年間とは当年4月1日から翌年3月31日までの期間となります。

2　前項の定めに加えて、100満ボルトカード会員が購入した個々の保証対象商品に対する長期修理保証の単品ごとの適用限度額は、当該保証対象商品の購入価格（税別）となります。

3　保証対象商品に対する修理料金が、一世帯あたりの年間適用限度額を超えた場合および累積修理料金（税別）が単品ごとの適用限度額を超えた場合は、以降の修理料金はすべて100満ボルトカード会員の負担となります。

## 第12条　（長期修理保証の分類および保証書）

1　長期修理保証の適用期間内に取扱説明書および本体貼付ラベルなどの注意書に従った正常な使用で保証対象商品が故障した場合、100満ボルトカード会員は、修理に要する費用を当社の負担とする修理を本規約に基づき依頼することができます。

2　保証対象商品は、メーカーの指定または当社規定により出張修理対象商品と持込修理対象商品に分類され、修理の依頼方法、内容がそれぞれ異なります。なお、持込修理対象商品は、別表1に例示しています。ただし、2015年10月1日現在のものであり、事前の案内なく変更される場合があります。最新のものは当社販売店にて掲示などにより案内いたします。

3　修理の際に必要となる当社保証書は、すべての当社販売店、当社が別途指定する修理サービス事業所（以下、「サービス部門」という。）で通用いたします。
なお、当社保証書を紛失した場合は、100満ボルトカード会員からの申出により当社販売店にて当社保証書のかわりに保証対象商品一覧を発行いたします。

## 第13条　（出張修理対象商品の修理依頼の方法）

1　100満ボルトカード会員は、次の定めに従い出張修理対象商品の修理を依頼するものとします。

（1）　100満ボルトカード会員は、出張修理対象商品の修理を依頼する場合、当社販売店または当社サービス部門に連絡するものとします。

（2）　出張修理対象商品の修理の場合は、100満ボルトカード会員の住居を訪問して出張修理対象商品の修理を行います。
ただし、修理の必要上、対象商品を持ち帰って修理を行う場合があります。

（3）　100満ボルトカード会員は、当社保証書または前条第3項の保証対象商品一覧を係員に提示するものとします。

（4）　当社が出張修理対象商品を持ち帰った場合、修理が完了した出張修理対象商品は当社または指定する業者が配送いたします。

2　離島またはそれに準ずる遠隔地へ出張する場合、出張に要する費用（有料道路、フェリー代、駐車場代など）は100満ボルトカード会員の負担となります。

## 第14条　（持込修理対象商品の修理依頼方法）

100満ボルトカード会員は、次の定めに従い持込修理対象商品の修理を依頼するものとします。

（1）　持込修理対象商品の修理を依頼する場合、100満ボルトカード会員は、当社販売店または当社サービス部門に修理対象商品を持ち込むものとします。

（2）　持込修理対象商品について、100満ボルトカード会員が出張修理または当社の引き取りによる修理を依頼する場合、出張および引き取りに要する費用は100満ボルトカード会員の負担となります。

（3）　100満ボルトカード会員は、修理が完了した持込修理対象商品を当社が指定する日（以下、「引取日」という。）までに引き取るものとします。

（4）　持込修理対象商品を当社販売店または当社サービス部門に発送し修理を依頼する場合、発送に要する費用は100満ボルトカード会員の負担となります。
ただし、この場合は、次号の定めにかかわらず、修理が完了した持込修理対象商品の返送に要する費用を当社が負担いたします。

（5）　修理が完了した持込修理対象商品を100満ボルトカード会員の要望により配送する場合または引取日までの引取りがない場合に当社が任意に配送する場合、配送、取り付けおよび設置に要する費用は100満ボルトカード会員の負担となります。

（6）　100満ボルトカード会員が、修理が完了した持込修理対象商品の引き取りを拒絶する場合には、催告後一定期間を経過してもなお引取りがなされない場合、当社は、持込修理対象商品を処分いたします。また、この場合、100満ボルトカード会員は、当該持込修理対象商品の所有権を放棄するとともに、当社に対して保管費用、引渡準備に要した費用および処分費用などを支払うものとします。

## 第15条　（デジタル機器の修理）

1　デジタル機器の修理を依頼する場合、100満ボルトカード会員は、プログラム、データ、記録媒体、純正でない部品、機構および付加物ならびに改造物を事前に機械から消去しまたは取り外すものとします。

2　前項のいずれかがデジタル機器に記録・付加された状態で当社または当社の指定修理業者に引き渡された場合には、100満ボルトカード会員は、これらに対する権利を放棄したものとし、プログラム、データ、ならびにメモリおよびハードディスクその他の記録媒体などの内容が変更された場合、当社は一切の責任を負いません。

3　前項に定める事項について、100満ボルトカード会員が予め承諾しない場合、当社は、当該デジタル機器についての修理を拒絶することができるものとします。

4　修理のため交換した旧部品・機械は当社の所有物となります。

## 第16条　（長期修理保証の対象外となる事項）

以下に該当する場合は、長期修理保証の適用期間内でも長期修理保証は適用されません。

（1）　修理の依頼の際に当社保証書または第12条第3項の保証対象商品一覧の提示がない場合

（2）　当社保証書に保証期間、購入者名、当社販売店名の記載がない場合または字句を書き換えた場合

（3）　直接、間接を問わず、次に掲げる事由により保証対象商品に故障または損傷が生じた場合

①保証対象商品の破損、変形、外圧、異物混入、シリコン付着、不良灯油使用、自然消耗、摩擦、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色またはその他類似する事由に因るもの

②ソフト、周辺機器、アクセサリーなど保証対象商品以外の商品の故障またはバッテリー（電池）の交換

③保証対象商品の使用上の誤り、不当な修理や改造に因るもの

④保証対象商品の購入後の移動、輸送、落下に因るもの

⑤火災、地震、水害、落雷、塩害、ガス害、その他の天災、地変、公害、異常電圧またはその他の外部要因によるもの

⑥保証対象商品以外の財物の故障または損傷

⑦戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似する事変暴動（群衆または多数の者の集団の行動により全国または一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）に因るもの

⑧核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同様。）により汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性、その他の有害な特性、これらの特性での事故に因るもの

⑨保証対象商品のメーカーリコールの場合またはメーカーが取り替えを認めた場合

（4）　保証対象商品の代替商品に故障または損傷が生じた場合

（5）　メーカー保証書、当社保証書または第12条第3項の保証対象商品一覧以外の他の保証書での修理対象となる商品に故障または損傷が生じた場合

（6）　一般家庭用以外（例えば、業務用の使用、車輌、船舶への搭載）に使用されたときに、保証対象商品に故障または損傷が生じた場合

（7）　本人会員と生計を一にしない親族または第三者に転売、譲渡、貸与した保証対象商品に故障または損傷が生じた場合

（8）　長期修理保証の適用期間の終了後に当社販売店もしくは当社サービス部門に対して保証対象商品の故障の報告がなされた場合または修理の依頼がなされた場合

## 第17条　（長期修理保証の対象となる住居）

1　本人会員が、当社に登録した住居（以下、「登録住居」という。）で保証対象商品を使用した場合に限り長期修理保証を適用いたします。登録住居は、住所が同一の一世帯に限定いたします。

2　本人会員の転居などにより登録住居を変更する場合は、事前に当社販売店へ連絡して登録住居を変更するものとします。この手続きがなされていない場合は、長期修理保証の対象外となります。なお、転居の際、旧住所に残された保証対象商品は保証対象外となります。

3　本人会員が、保証対象商品を登録住居以外で使用することを要望する場合は、その住居を登録住居とするIDカードに入会し、サービス利用料を別途支払う必要があります。

4　家族会員が登録住居から転居し、当該保証対象商品の保証の継続を要望する場合は、当該家族会員を本人会員とする新たな100満ボルトカードまたはIDカードの会員となる必要があります。この手続きがなされていない場合は、長期修理保証の対象外となります。

## 第18条　（長期修理保証の対象外となる損害）

1　保証対象商品の故障に起因して保証対象商品以外の財物が滅失、損傷もしくは汚損したことによる生命、身体および財産に対する損害は、長期修理保証の対象外となります。

2　保証対象商品の故障に起因して保証対象商品またはその他の財物を円滑に使用できないことにより生じた損害は、長期修理保証の対象外となります。

## 第19条　（長期修理保証の対象外となる部品、作業）

1　メーカー保証書または取扱説明書に記載されている消耗品、磨耗品、付属品など、長期修理保証の対象外となる部品または修理作業があります。これらの部品交換または修理作業に要する費用は、100満ボルトカード会員の実費負担（修理工賃、修理部品代、出張費を含む。）が必要となります。
長期修理保証の対象外となる部品の例は別表2、修理作業の例は別表3にそれぞれ例示しています。ただし、2015年10月1日現在のものであり、事前の案内なく変更される場合があります。最新のものは当社販売店にて掲示などにより案内いたします。

## 第20条（10年間長期修理保証商品についての特例）

当社が「10年間長期修理保証対象商品」として販売する商品については、以下の条件で購入日または配送日から10年間の修理を保証いたします。

（1）　対象となるのは2015年10月8日以降にお買上げいただいた対象商品です。対象商品は購入時に店頭で表示いたします。

（2）　保証内容は前条までに定めた5年間の長期修理保証の内容に準じます。ただし、購入日または配送日から5年間経過した後の「冷凍サイクル部品」の修理は1回のみとなります。なお、修理部品がメーカーから入手できない場合は、修理が可能であれば生じたであろう「修理代金相当額」のポイントをお客様に進呈いたします。ポイント交換された商品は、メーカー保証のみが適用対象となり、当該商品に対する長期修理保証は失効いたします。

## 第21条　（ポイント特典の内容）

1　本規約の定めに基づき100満ボルトカード会員にポイントが付与される購入などには、次の3つの場合があります。ただし、当社は、100満ボルトカード会員へのポイント付与に代えて当社が提携する他のポイントサービス事業者のポイントプログラムを導入するなど、本規約に定める内容と異なる取扱いを行うことがあります。

（1）　100満ボルトカード会員が、当社販売店でポイント付与の対象となる商品（以下、一部サービスなど役務を含め「付与対象商品」という。）を購入した場合

①100満ボルトカード、当社が指定する個品信用購入あっせん、デビットカード、電子マネー、現金の使用による購入の場合、当社はポイントを付与します（以下、「当社付与ポイント」という）。

②100満ボルトカード会員が、付与対象商品の代金の一部でも100満ボルトカード以外の他社クレジットカードおよび前号で指定した方法以外で購入された場合は、長期修理保証は適用されますがポイントは付与されません。

（2）　100満ボルトカード会員が、当社以外のカード会社の加盟店（以下、「カード加盟店」という。）において100満ボルトカードで決済した場合

①100満ボルトカードの使用による決済の場合に限り、カード会社からポイントが付与されます（以下、「カード会社付与ポイント」という）。

（3）　100満ボルトカード会員が、ご来店の上ポイントマシンを利用された場合。
当社販売店でポイントマシンをご利用いただくと、最大1,000ポイントが付与されます。（以下、「来店ポイント」という。）。ポイントマシンのご利用はすべての当社販売店で一日につき1回までとします。なお、ポイントマシンの不具合やこれに代わる他のキャンペーンの実施などにより本規約第39条にかかわらず来店ポイントが付与されない場合があります。

2　100満ボルトカード会員が取得した当社付与ポイント、およびカード会社付与ポイントの内容は同一であり、本人会員または家族カード会員は、当社の指定する商品およびサービスの代金支払いにポイントを充当することができます。

3　付与されたポイントは「1ポイント＝1円」相当として換算しますが、商品によっては換算率が異なる場合があります。この場合、店頭または当社ホームページに掲示いたします。

4　前項記載の換算率は、当社の判断により変更される場合があります。この場合、あらかじめ店頭または当社ホームページに掲示いたします。

## 第22条　（当社付与ポイントの対象となる商品）

1　100満ボルトカードに入会申込後、100満ボルトカード会員が会員資格の有効期間内に付与対象商品を購入した場合に当社付与ポイントが付与されます。ただし、次項に示すように一部付与ポイントの対象とならない商品およびサービスがあります。

2　当社販売店にて取り扱う商品および役務のうち、以下のものは当社付与ポイントの対象外となります。ただし、当社販売店にて、これらを変更しまたは追加などする場合があります。

（1）　商品
ポイント除外指定商品、商品券、ギフト券、各種プリペイドカード

（2）　役務提供
各種レンタル利用料金、各種工事代金、修理料金（修理工賃、修理部品代および出張費を含む。）、パソコンサポート料、パソコンテクニカルサポート料、各種年間サービス利用料、各種年会費、保証掛金、100満ボルトカードのキャッシングサービスの利用代金、会員手数料および遅延損害金

3　当社は、当社付与ポイントにおいて別途付加的にポイント（以下、「ボーナスポイント」という。）を付与することがあります。この場合、店頭、チラシなどで告知いたします。

## 第23条　（当社付与ポイントの対象となる会員）

1　本人会員が付与対象商品を購入した場合にポイントを付与します。

2　家族会員が付与対象商品を購入した場合は、本人会員の購入分とみなし、ポイントを付与します。

3　家族カード会員が付与対象商品を購入した場合は、家族カード会員が属する本人会員の購入とみなし、本人会員にポイントが付与します。

4　付与対象商品を購入の際に100満ボルトカードを提示できない場合は、当社に登録した本人会員の情報を申出ることによりポイントが付与されます。この場合、当社所定の本人確認をさせていただきます。当社に登録された情報と合致しない場合はポイントの付与はできません。

## 第24条　（当社付与ポイントの付与開始時期）

1　100満ボルトカードへの入会が認められた場合は、100満ボルトカードの入会申込の際に当社で購入した付与対象商品からポイントを付与いたします。

2　ポイントは、付与対象商品の代金を全額支払いいただいた当日に付与いたします。

## 第25条　（当社付与ポイントの計算方法）

1　当社付与ポイントは、消費税を除く購入代金100円につき1ポイントとして算出いたします。なお、ポイントの算出は1商品ごとに行い、購入代金100円未満の端数は切り捨てるものとし、これが合算されることはありません。

2　当社付与ポイントにおけるボーナスポイントは、当社が所定する方法、条件により算出いたします。

## 第26条　（カード会社付与ポイント）

1　当社は、当社販売店以外のカード加盟店において本人会員または家族カード会員が100満ボルトカードで商品などの購入代金を決済した場合にカード会社付与ポイントを付与いたします。（Ｅｄｙ・ｎａｎａｃｏ等の電子マネーへのチャージやキャッシングサービスの利用分については、ポイント付与の対象外となります。）
家族カード会員が自身の100満ボルトカードにより決済した場合は、家族カード会員が属する本人会員の購入分とみなし本人会員にポイントを付与いたします。

2　カード会社付与ポイントにおいて、当社はカード会社およびカード加盟店と提携して別途ボーナスポイントを付与することがあります。ボーナスポイントの詳細は、弊社ホームページなどにて告知いたします。

## 第27条　（カード会社付与ポイントの付与開始時期）

1　100満ボルトカードの到着後、100満ボルトカードにより決済した時からポイントを付与いたします。

2　カード会社付与ポイントは、原則としてカード会社が別途送付するご利用代金明細書上に100満ボルトカードの当該利用分として記載し付与いたします。

## 第28条　（カード会社付与ポイントの計算方法）

1　国内および海外のカード加盟店におけるカード会社付与ポイントは、100満ボルトカード利用代金に対して100円につき1ポイントとして算出いたします。なお、ポイントの算出は1件ごとに行い、購入代金100円未満の端数は切り捨てるものとし、これが合算されることはありません。

2　ボーナスポイントは、当社、カード会社およびカード加盟店が所定する方法、条件により算出いたします。

3　カード会社付与ポイントの計算方法は変更される場合があります。この場合当該カード会社から請求明細書などによりあらかじめ通知いたします。

### 第29条　（付与ポイントの取り消しおよび返品時の取扱）
1　当社での購入の取り消し、100満ボルトカード利用の取り消しにより代金の全部または一部が返金された場合、この金額に相当する付与ポイントも同様に取り消しとなります。
2　購入された商品を返品された場合、当該付与ポイントは取り消しとなります。
なお、当該付与ポイントが使用され、累計されたポイント残高が取り消したポイントに満たない場合は、当該商品の返金額からその不足分のポイント相当分を差し引かせていただくか現金でお支払いいただきます。
3　当社は、100満ボルトカード会員が本規約、クレジットカード会員規約その他当社が定める各規約などを遵守していないと判断した場合、当該会員に対して付与ポイントを取り消すことができます。

### 第30条　（付与ポイントの有効期間）
1　当年度（当年4月1日から翌年３月31日までをいいます。）に付与されたポイントの有効期限は、翌々年度3月31日までとし、その翌日である4月1日付にて、すべて自動的に失効いたします。
2　前項にかかわらず、2015年9月30日までに付与されたポイントは、すべての有効期限を2018年3月31日とします。

### 第31条　（付与ポイントの累積・減算方法）
当社は、個々の付与ポイント（以下、「個別ポイント」という。）をその都度加算して本人会員に累積された利用可能ポイント（以下、「利用可能ポイント」という。）を算出いたします。
また、当社は、100満ボルトカード会員が使用されたポイントを都度減算し、有効期限ごとのポイント残高（以下、「有効期限ごとポイント」という。）を算出いたします。

### 第32条　（付与ポイントの会員告知）
1　当社は、100満ボルトカード会員に対して当社販売店での購入ごとに当社付与ポイントの個別ポイントをレシートに表示して案内いたします。この場合、有効期限ごとポイント、利用可能ポイントもレシートに表示、案内いたします。
2　当社は、カード会社が別途送付する利用代金明細書に表示して本人会員に対してカード会社付与ポイントを案内いたします。

### 第33条　（ポイントの利用方法）
1　100満ボルトカード会員によるポイント利用の際に対象外となる商品があります。ポイント利用対象外の商品（日替わりセールなどの特価商品など）の詳細は、当社販売店で案内いたします。
2　ポイントを現金や金券などに交換することはできません。ただし、当社指定のギフトカード購入の支払いに充当することはこの限りではありません。
3　100満ボルトカード会員は、100満ボルトカードの入会申込日の翌日以降、100満ボルトカードが届いてからポイントを利用することができます。
4　100満ボルトカード会員がポイントを支払いに充当する際は、100満ボルトカード（家族カードの場合を含む。以下、本項につき同じ。）を提示するとともに、レシートに署名することが必要となります。100満ボルトカードの提示がない場合は、利用可能ポイントの保護および管理の都合上、ポイントを支払いに充当することはできません。
5　ポイント利用の際には付与時期の古いポイントから支払いに充当いたします。
6　ポイントを支払いに充当する場合、充当するポイント分にはポイントを付与いたしません。

### 第34条　（ポイント利用・対象外となる事項）
1　当社は、100満ボルトカード会員がポイントを利用される際に所定の審査を行い、その適用の可否を決定いたします。
2　審査の結果、当該会員が虚偽の申請を行っていたことが発覚した場合または本規約、クレジットカード会員規約その他当社が定める規約を遵守していないと当社が判断した場合、当社は当該会員におけるポイント利用を保留または拒否し、またはポイントの付与を取り消すことができます。
なお、当該措置は、当社の100満ボルトカード会員に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではありません。

### 第35条　（ポイントの公租公課）
ポイントに公租公課が課せられる場合、それに要する費用は100満ボルトカード会員の負担となります。

### 第36条　（適用限度額）
当社は、付与ポイントの上限、利用可能ポイントの上限、ポイント利用限度額その他を定めることができます。

### 第37条　（IDカードへの引き継ぎなど）
1　100満ボルトカードからIDカードに切り替える場合またはIDカードから100満ボルトカードに切り替える場合は、当社所定の手続きにより両カードにて共通する機能の範囲内において、本規約に定めるカードサービスを引き継ぐことができます。ただし、前記の切り替えを行う場合、脱会日と同日に切替手続きを行う必要があります。
2　100満ボルトカードとIDカードの両方を所有している場合でも、カードサービスの内容は同一であり重複してカードサービスが適用されることはありません。この場合、サービス利用料は個々のカードごとに支払うこととなります。但し、両カードのポイントが共通して管理されることはありません。

### 第38条　（取り扱い・譲渡の禁止・各種届出）
1　100満ボルトカード会員は、当社または当社の委託先がカードサービスに関する一切の事務処理を行うことをあらかじめ承認するものとします。
2　100満ボルトカード会員は、理由の如何を問わずカードサービスにおける権利（修理を受ける権利、ポイントなどを含むが、これらにかぎられない。）を他人に譲渡、売買、貸与、担保提供または相続できないことをあらかじめ承認するものとします。ただし、会員の死亡に起因する長期修理保証の相続会員への承継に限り、当社所定の手続きを行うことにより長期修理保証の承継を認める場合があります。
3　100満ボルトカードの紛失・盗難などが判明したときは、当社、カード会社、および警察へ100満ボルトカード会員本人が直ちに所定の届出を行うものとします。
当社は、この届出以降の残存するポイントについては保全いたします。
この届出を受けない限り、会員の利用可能ポイントが不正に利用された場合、当社はその責を負いません。
4　100満ボルトカード会員の住所・電話番号などの登録事項に変更や誤りがあった場合、会員本人は速やかに届け出るものとします。この届出がない場合、カードサービスが受けられないことがあります。
5　100満ボルトカード会員が脱会を希望する場合は、会員本人が速やかに届け出るものとします。
6　各種届出、手続きは100満ボルトカード会員本人から届け出るものとします。その際、当社所定の必要な本人確認をすることを会員はあらかじめ承認するものとします。
7　各種届出、手続きは当社のカードサービスに対する届出について定めたものであり、カード会社が定める届出・手続きについては、100満ボルトカード会員自らが別途カード会社へ行う必要があります。
8　カードサービスの内容、運営により生じる疑義、その他のサービスの運営により生じる疑義は、当社の決するところによります。
なお、カードサービスの内容、適用条件について、当社と100満ボルトカード会員との間で見解の相違が生じた場合には、中立的な第三者に意見を求めることがあります。

### 第39条　（システムトラブル時の対応）
コンピューターまたはオンラインなどに障害が生じた場合、一時的にポイント付与または利用などのカードサービスが利用できない場合があります。
この場合、障害から回復した後、カードサービスの対応をいたします。

### 第40条　（会員サービスの失効）
1　100満ボルトカード会員が脱会した場合、本規約に定める長期修理保証およびポイント特典などの全てのカードサービスは直ちに失効し、累積されたポイントも全て失効いたします。
2　100満ボルトカード会員への申込者が、100満ボルトカードに入会できない場合は、100満ボルトカードの入会申込の際に当社で購入した保証対象商品に長期修理保証の適用はなく、付与される予定のポイントは失効し、ポイントを利用することもできなくなります。
ただし、申込日から1ヵ月以内にIDカードに入会した場合は、この限りではありません。
3　次に該当する場合は、本規約に定める長期修理保証およびポイント特典などの全てのカードサービスは直ちに失効し、累積されたポイントも全て失効します。ただし、該当する事象が発生した1ヵ月以内にIDカードに入会した場合は、この限りではありません。
（1）　100満ボルトカード会員の責に帰すべき事由により本人会員が当社の会員資格を喪失した場合
（2）　本人会員が期限内にサービス利用料を支払わない場合
（3）　カード会社が定めるクレジットカード会員規約に基づき本人会員がカード会社の会員資格を喪失した場合

### 第41条　（反社会的勢力の排除）
1　100満ボルトカード会員は、現在、次の何れにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
暴力団・暴力団員・暴力関係団体またはその関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力であること、もしくは関連あること、または反社会的勢力であったこと、もしくは関連があったこと
2　100満ボルトカード会員は、自らまたは第三者を利用して次に該当する行為を行わないこと、および会員の資格を利用して第三者が次に該当する行為を行うことを容認しないことを確約するものとします。
暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関しての脅迫的な言動または暴力を用いる行為、風説の流布・偽計もしくは威力を用いた当社またはカード会社の信用毀損、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為
3　100満ボルトカード会員が前2項のいずれかに違反し、または本条第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、当社およびカード会社は以下の対応をすることができるものとし、100満ボルトカード会員は異議なくこれを承認します。
①100満ボルトカード会員資格の喪失
②本規約およびクレジットカード会員規約に基づき当社およびカード会社から100満ボルトカード会員に対し提供される一切のサービスの停止

### 第42条　（規約の改定、サービスの終了、中止、変更など）
1　当社は、本規約の内容および100満ボルトカード会員に対するカードサービス内容を予告なしにいつでも終了、中止またはその内容を変更できるものとし、100満ボルトカード会員はこれをあらかじめ承認するものとします。カードサービスの終了のような100満ボルトカード会員に著しく不利益な変更が予定されている場合は、店頭配布物、掲示など、または当社ホームページなどにて事前に告知いたします。
2　カードサービスは、日本国内においてのみ有効とし日本国の法令の下に規制されることがあります。
3　本規約の定めに関する一切の争訟については、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所として解決することとします。

### 第43条　（個人情報の取り扱い）
1　100満ボルトカード会員は、次に掲げる個人情報について当社が収集・保有することをあらかじめ承認するものとします。保有する個人情報は本規約の定めにしたがい適切に管理するとともに、本規約に記載なき事項は、当社の親会社であるエディオンの個人情報保護方針に則り、適切な保護措置を行います。
（1）　100満ボルトカード会員が入会申込書に記入した100満ボルトカード会員および家族会員の属性情報ならびに入会後に変更した属性情報
（2）　100満ボルトカード会員の家電製品などの購入情報
（3）　100満ボルトカード会員のカードサービスの利用情報
（4）　本人会員または家族カード会員の100満ボルトカードの決済情報
2　100満ボルトカード会員は、前項で収集・保有した個人情報を次の目的に利用することをあらかじめ同意します。
（1）　配達、工事、修理、訪問点検およびリコール時のメーカー修理対応
（2）　購入商品に関連するアフターサービスの実施
（3）　新製品情報およびお買得セールなどの案内
（4）　商品の開発や市場調査業務
（5）　ポイントサービスおよびその他提携カードに付帯するサービスの提供
3　100満ボルトカード会員は、前項記載の目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて、当社が保有する個人情報を次の者と共同利用することにあらかじめ同意します。
当社は、提供先にも当社と同水準の個人情報の安全管理措置を求めます。
（1）　当社ホームページに記載されている当社の親会社であるエディオンの連結対象会社および持分法適用会社
（2）　100満ボルトカード会員が保有する提携カードの発行会社
4　100満ボルトカード会員が自身の個人情報の照会、更新または利用停止などの問い合わせをする場合は、当社販売店の店長を問い合わせ先といたします。
※ [個人情報保護方針]　http://www.edion.co.jp/privacy

### 第44条　（問合せ窓口）
1　購入商品および100満ボルトカードサービス（長期修理保証およびポイントに関するもの）および本規約に規定された内容に関する問合せ窓口
・当社販売店　・当社販売店の住所および電話番号：ホームページをご参照ください。
http://www.100mv.com

以上

2015年10月1日現在

株式会社サンキュー(100満ボルト)
100満ボルト営業本部
〒921-8804　石川県野々市市野代2-11

**（別表１）　第12条２項関係**　　2015年10月8日現在

| ■持込修理対象商品の例 | |
|---|---|
| 映像 | 15インチ以下の液晶テレビ、デジタルカメラ、カーナビゲーション、ビデオムービー、単体カメラ、レンズ類（ただし、ガラスなどのレンズ自体を除く）、BS/CSアンテナ類、テーブルプロジェクター、デジタルチューナー類 |
| 音響 | マイクロフォン、ヘッドホン、ポータブルテレコ、テープレコーダー、ICレコーダー、ラジオ、ポータブルCD、ポータブルMD、ポータブルDVD、ポータブルBD、デジタルオーディオ、ラジカセ類、ネットワークプレーヤー（HDD内蔵を含む） |
| 情報 | パソコン、HDD、ドライブ類、プリンター類、パソコン小物類、ターミナルアダプター類、スキャナー、電子辞書、ディスプレー、パソコンアクセサリー類 |
| 通信 | 通信機、測定器、拡声機、トランシーバー |
| 照明 | ペンダント、ブラケット、ホームライト、シーリングライト、スタンド |
| 美容 | シェーバー類、ドライヤー類、ホットカーラー、理美容器具類、美容エステ類、ヘルスメーター |
| 家事 | クリーナー（ハンディ含む）、スチームクリーナー類、ズボンプレッサー、ポータブル冷温庫・冷蔵庫、布団乾燥機、アイロン |
| 季節 | 加湿器、扇風機・サーキュレーター、コタツヒーター、電気毛布、ヤグラコタツ、電気ストーブ、アンカ・足温器類、暖房小物類、空気清浄機 |
| 調理 | カセットコンロ、食器乾燥機、電磁調理器、ジューサー、ミキサー、回転調理器類、炊飯ジャー、電子ジャー、精米機、オーブントースター、トースター、コーヒーメーカー、ホットプレート、電熱調理器、ポット類、保温器類、浄水器、ホームベーカリー、調理関連小物 |
| その他 | 補聴器、医療器具類、健康用品類、マッサージ小物、事務機器類、シュレッダー、火災警報器、電卓、ウォッチ、時計類、電子キーボード、園芸用品類<br>※上記と同様の軽量品は、持込対象修理品とします。 |

**（別表２）　第19条関係**　　2015年10月8日現在

| ■保証対象外となる部品の例 | |
|---|---|
| 洗濯機 | 糸くずフィルター、ゴミ取りネット、外部給水・排水ホース、洗剤入れ、お湯取りホース、ヘルツ交換 |
| クリーナー | 床ブラシ、ターボブラシ、紙パック、充電池、前輪、後輪、延長管（破損・変形）、ジャバラホース（破損・破れ・変形） |
| エアコン | フィルター類、ドレンホース、冷媒ガス、配管パイプ、ドレンパン |
| 電子レンジ | ガラス皿類、トビラ、取手、つまみ、ターンテーブル、窓ウンモ板 |
| 炊飯ジャー | 内釜、動作用電池、しゃもじ、外フタ、ハンドル |
| 冷蔵庫 | 製氷皿、仕切り板、BOX類、浄水フィルター |
| パソコン | バッテリー、液晶パネルドット抜け、マウス、増設HDD、メモリー |
| シェーバー | 内刃、網刃、充電池 |
| デジカメ | レンズ（ビデオ、スチール、一体型、交換用を含め、ガラスなどのレンズ自体を指す）、レンズキャップ、ストロボランプ、レンズフィルター |
| プリンター | インクカートリッジ、給紙トレー、排紙トレー、トナー、トナーカートリッジ |
| 商品全般 | 付属品パッキン類、各種電池、充電池、バッテリー（内蔵含む）、インク類（トナー含む）、ストラップ、タンク、各種フィルター類、記録媒体、アンテナ工事部材、各種刃類、保温器の中ビン、ベルト類、ネジ類、セード、管球類、羽根類、ガード類、レコード針、コード・ケーブル類、プロジェクターランプ、替芯、コタツなどの木部及び類するもの(天板・脚・やぐらなど) 、メーカー説明書にある消耗付属品類、その他、上記に類する部品は保証対象外となります。 |

**（別表３）　第19条関係**　　2015年10月8日現在

| ■保証対象外となる作業の例 | |
|---|---|
| デジタル機器 | ソフトウェアの追加・削除、ハードウェアの増設・取り外し・接続、バックアップ内蔵電池の交換 |
| パソコン | OSソフトの設定・調整・修復、ウィルス除去、データバックアップ、テクニカルサポート作業 |
| プリンター | ホコリ除去、インク付着除去、目詰まり除去、異物混入除去、ヘッドクリーニング、オーバーホール |
| テレビ・DVD・BD | チャンネルプリセット、機器接続、異物除去、クリーニング、オーバーホール |
| エアコン | ガスチャージ、クリーニング、ドレン詰まり、工事費用、フィルター清掃 |
| 洗濯機 | 異物混入除去、フィルター詰まり、排水口詰まり、給水弁詰まり、排水コック詰まり、乾燥フィルター清掃 |
| 石油ファンヒーター・石油ストーブ | フィルター詰まり、不良灯油による分解清掃及び芯交換（石油ストーブ） |
| デジカメ | レンズホコリ除去 |
| 商品全般 | 昆虫・小動物混入の除去作業、小動物が与えた外損、凍結が原因の除去作業、ホコリ・異物除去作業、取扱ミスによる修復作業、加電圧による修復作業、誘導雷サージ、バージョンアップ作業、取扱説明のみの訪問および作業<br>その他、上記と同様な作業は、保証対象外になります。<br>保証対象商品の故障が原因によるソフト、メディアなどの修復・復元作業も保証対象外になります。 |